

一般財団法人 日本健康開発財団
研究助成規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本健康開発財団（以下「財団」という）の定款第4条1項1号の温泉療法等の研究および研究助成ならびに3号の温泉療法等を導入した保養システム等の研究開発および研究開発助成（以下「研究助成」という）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(研究助成の対象)

第2条 研究助成の対象は、次に掲げる研究事業とする。

- 一 温泉療法・入浴等に関する研究・事業
- 二 温泉療法等を導入した保養システム等に関する研究・事業
- 三 当財団事業に関連した国民の健康づくりに関する研究・事業

2 研究助成の対象は、先進的、独創的研究かつ未発表のものとする。

3 研究助成の対象となる研究期間は、5月から翌年3月とする。

(申請者の資格)

第3条 申請者は、所属する大学、研究機関、関連学会等において、温泉医学、健康・体力科学、保養地学、予防医学等に関する研究を実施している研究者とする。

2 申請者は、所属する地方自治体、企業、健保組合等において、地域住民や所属員等の健康づくり事業に携わっている者とする。

(研究助成の額)

第4条 毎事業年度の研究助成の額（以下「助成金」という）は、総額500万円までとする。

(研究助成の公募)

第5条 研究助成の募集は、財団のホームページで公募するものとする。

2 助成金の交付を申請する者（以下「申請者」という）は、所定の研究助成申請書に必要事項を記入の上、定められた期日までに提出しなければならない。

3 財団が必要と認めるときは、申請者に対して参考となる書類等の提出を求めることがある。

(研究助成の対象となる経費)

第6条 研究助成の対象となる経費は、採択された研究にあたり通常必要とされる費用とし、研究目的以外に使用してはならない。

2 研究者等の労務費（給与や社会保険費）は除くものとする。

- 3 研究の外注作業やデータ整理等のアルバイト謝金は費用に含むものとする。
- 4 研究に必要な研究者の旅費は費用とし、手当（日当）への充当は除くものとする。
- 5 コンピュータ・パソコン・ファクシミリ・印刷機器等の汎用性のある備品・器具の購入費は除くものとする。

（選考及び決定機関）

第7条 研究助成の選考および決定並びに助成金の決定は、選考委員会が申請内容を審査選考し、その意見を付して、理事長が決定する。

（研究助成金の決定通知）

第8条 前条により決定された助成金の決定は、毎年5月中旬に申請者宛に研究助成採択通知書を手交（または送付）し通知する。

（同意書の提出）

第9条 申請者は、前条の通知を受けこれを承諾した場合は、速やかに、「報告書の提出ならびに研究成果の発表に関する同意書」を財団に提出しなければならない。

（研究助成金の支払）

第10条 助成金の支払いは、原則として申請者が所属する大学または団体等に支払う。

- 2 本助成金は、「寄附金」として支払うことはできないものとする。

（研究計画等の変更および辞退）

第11条 申請者は、次の各号に該当するときは、財団所定の変更届出書を財団に提出し、その指示を受けなければならない。

- 一 助成研究の計画を変更しようとするとき
- 二 助成研究を中止しようとするとき
- 三 助成研究が予定の期間内に完了しないとき
- 四 助成研究の遂行に重大な支障を及ぼすと認められる事態が発生したとき

- 2 助成金の交付を受けた後にやむを得ない事情により助成金の交付を辞退しようとする場合は、その理由を記載した書類を遅滞なく本財団に提出しなければならない。

（研究助成金の返還）

第12条 申請者が、前条のいずれかに該当するとき、またはその事実が判明した場合は助成金の一部または全部を返還しなければならない。

- 2 前項の助成金の返還の額は、選考委員会が変更内容を確認し、理事長が決定するものとする。
- 3 助成金の返還期限は、財団から返還要請があった日から30日以内とし、期限内に返還されない場合、申請者は返還期限から返還日までの期間に応じて、返還額に対し年利10.95%で計算された延滞金を財団に支払うものとする。

(会計報告)

第 13 条 申請者は、年度末（翌年 3 月末）までに用途について用途報告書を財団に提出しなければならない。

2 申請者は、領収書および受領書などの関係書類を財団に提出しなければならない。

(助成研究報告)

第 14 条 申請者は、財団所定の研究報告書（英文抄録付き）を 3 月末までに財団に提出しなければならない。

(助成研究成果の帰属)

第 15 条 助成研究報告書の著作権は、著者に帰属するものとする。

2 本財団発刊の日本健康開発雑誌へ研究報告として掲載するほか、情報誌や財団主催のセミナー等にて発表する場合は、財団に使用許諾および翻案権を与えるとともに、著作人格権を不行使することとする。

3 研究報告を査読論文として日本健康開発雑誌に掲載する場合は、財団に著作権を帰属させるとともに、著作人格権を不行使することとする。著者は、著作権委譲承諾書を財団に提出しなければならない。

(研究助成金の決定の取消)

第 16 条 申請者が次の各号に該当する場合は、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- 一 申請者が、本規程に違反したとき
- 二 申請者が、助成金を申請研究以外に用途したとき
- 三 申請者が、助成事業に関して不正および不適当な行為を行ったとき
- 四 採択された研究内容、計画、方法等に大幅な変更があった時

2 財団は、前項の取消を行った場合、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、申請者に対し助成金の全額または一部の返還を求める。

3 財団は、前項の返還を命ずる場合、助成金の受領日から返還までの期間に応じて返還額に対し年利 10.95%の割合で計算した延滞金を併せて請求することができる。

(遅延損害金)

第 17 条 申請者は、助成金の返還を命じられ、返還期日までに返還しなかった場合、返還期日から返還日までの期間に応じて、返還額に対し年利 10.95%の割合で計算した延滞金を財団に支払わなければならない。

(雑則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

(所管)

第 19 条 この規程の所管は研究調査部とする。

附 則

本規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。